

「ふるさと選手登録 2017」について

◆毎年登録が必要です！◆

国民体育大会の出場規定により、秋田陸協登録者でも現住所が秋田県外にある場合は、「ふるさと選手登録」が必要となります。したがって県外在住の大学生は秋田陸協に登録していても、「ふるさと選手制度使用確認・申請書」を提出しなければなりません。

ふるさと登録申請は国体の予選会から提出することになっており、秋田県陸上競技選手権大会は県民体育大会を兼ねていますので、原則として必要です。

この「ふるさと選手登録」を活用すれば、秋田県以外の都道府県に陸協登録をしても、出身中学校或いは高校が秋田県内の場合は、国体や国体予選会（県体）に秋田県の選手として出場することができます。ただし、「ふるさと選手登録」を活用し、秋田県の国体予選会（県体）に出場した場合は、他県の国体予選会には出場できません。

※東北総合体育大会陸上競技大会は「ふるさと選手登録」制度は適用されない。

以上のことをふまえ『ふるさと選手登録』を忘れずに行ってください。

- 登録の手順
- ①書類を秋田陸協ホームページからダウンロードする
 - ②必要事項を記入する。**【本人自筆】** ※別紙記入例を参照
 - ③大会**当日に受付へ提出**する。

※関連HP：（公財）秋田県体育協会「資料ダウンロード」

http://www.akitaikyo.or.jp/download_index.html

○「県選手権申し込み」について

次の点に留意して申し込みしてください。

- 1 大会要項を熟読すること。
- 2 団体の申込責任者が取りまとめて申し込みをすること。
- 3 『申込一覧表』と『切り分けた個人申込票』の両方を提出すること。
- 4 必ず郵送すること。（FAXによる申し込みは受け付けません）
- 5 オープン参加希望者は事前に申込先まで連絡を入れること。ない場合は参加を認めない。

担 当：秋田陸上競技協会 競技委員長 原田 結城
メールでの問い合わせ：akita.aaf.kyogi@gmail.com